

三 労働者 雇主の利益を保護し、非難に對しは保護を施すこと  
三六 労働者 雇主の利益を保護し、非難に對しは保護を施すこと  
一 労働者 雇主の利益を保護し、非難に對しは保護を施すこと

新 規 律 則

二 労働者 雇主の利益を保護し、非難に對しは保護を施すこと  
一 労働者 雇主の利益を保護し、非難に對しは保護を施すこと

附 則

六 労働者 雇主の利益を保護し、非難に對しは保護を施すこと  
五 労働者 雇主の利益を保護し、非難に對しは保護を施すこと  
四 労働者 雇主の利益を保護し、非難に對しは保護を施すこと  
三 労働者 雇主の利益を保護し、非難に對しは保護を施すこと  
二 労働者 雇主の利益を保護し、非難に對しは保護を施すこと  
一 労働者 雇主の利益を保護し、非難に對しは保護を施すこと

要 求 律 則

四 承認 但シ職工規則ニ準據スルコト

五 職長係員ヲ通ジ又ハ職工直接ニ相談スル事アルベシ

六 犠牲者ハ出サザルモ工場ノ都合ニ依リ減員スル事アルベシ

附 加

一 承認

二 承認

八月卅一日午後八時ヨリ堺市南旅籠町西一丁八ツ花館（寄席）ニ於テ爭議解決報告演說會ヲ開催シタ傍聴者約五十名（梅鉢鐵工所職工其多數ヲ占ム）ニシテ左記辯士ハ當時ノ狀況ニツキ工場主ノ頑迷ヲ高唱スルト共ニ官憲ハ微罪ヲ促ヘテ騷擾罪ノ名義ヲ附シ同志ヲ檢束セリ然ルニ爭議團員一同ハ終始完全ナル結束ヲ維持シタル爲メ結局有利ナル條件ニ依リテ解決シタリ、是レ全ク團結ノ威力ニ基クモノニシテ吾々ハ將來一層コノ團體ノ力ヲ應用シ資本家及官憲ニ肉迫セザルベカラズト謂フニアリタルモ内松葉清次郎、